

新規試験受験申請者用

◆ 受験申請書を送付する前にお読み下さい ◆

受験申請書の記入にあたり、見落としやすい事項(不備になりやすい事項)を下記にまとめました。不備事項があると受付ができない場合がありますので、申請書を送付する前に、この用紙をもとに申請内容をもう一度確認してください。ここでふれていない事項は必要に応じて記入してください。

■ 受験申請書と教育訓練証明書及び実務経験証明書等必要書類を左上の隅で”ホチキス留め”していますか？(クリップ止め不可)

※複数申請の場合は、一部ずつホチキス止めをして下さい。

■ 学科(一次)・実技(二次)試験受験地を記入していますか？受験地は必ず日程表で確認して下さい。

※試験の種類によって実技(二次)試験受験地のみ、講習会受講地のみ記入となる場合があります。

■ 個人コードは記入しないで下さい。

■ 教育訓練及についての項目を記入していますか？

- ① 教育訓練の期間開始日と終了日、合計訓練時間を記入していますか？
- ② ①の期間は、申請日から過去5年以内のものですか？
- ③ 訓練時間数は足りていますか？

コンクリート構造物の配筋探査技術者資格試験
受験申請書[新規試験]

JANDT (一社)日本非破壊検査工業会
資格試験センター

受験期		年度 期		申請日(西暦)： 年 月 日	
学科(一次)試験受験地	実技(二次)試験受験地	実技(二次)試験使用装置(使用装置に1機ずつレ点を入れる)		M1 日本ビシオン PS200	
		電磁波レーダ	<input checked="" type="checkbox"/> 日本無線 NJJ-105	電磁誘導	<input type="checkbox"/> 富士物産 フロアノーター
					<input type="checkbox"/> サンコウ 404
					<input type="checkbox"/> 評価技術サービス EM-01
個人コード(記入不要)		性別	<input type="checkbox"/> 男	生年月日	
			<input type="checkbox"/> 女	(西暦) 年 月 日 生 才	
受験者氏名フリガナ					
受験者氏名			印		
勤務先フリガナ			フリガナ		
勤務先名			事業所名		
業種(該当の番号を○で囲む)					
1 診断・検査業		2 ゼネコン		3 建設工事業	
				4 設計・コンサルタント	
				5 その他	
勤務先住所 〒		TEL		FAX	
送付先名称		E-mail (必須)			
送付先住所 〒		TEL		FAX	
所属部課名		申込担当者名			
①コンクリート中の配筋探査講習会		受講番号	有効期限(西暦) 年 月 日		
②JASS 5 T-608講習会(修了者は必ず記載)		修了証番号	有効期限(西暦) 年 月 日		
③その他の資格(該当の番号を○で囲む)		1 コンクリート技士・主任技士	2 コンクリート診断士	3 建築士	
		4 土木施工管理技士	5 建築施工管理技士	6 技術士	
*添付書類 ①で申請の場合=配筋探査講習会発行の受験資格証のコピーを添付					
②で申請の場合=JASS 5 T-608講習会修了証のコピーを添付 ③で申請の場合=資格証明書などのコピーを添付					
④教育訓練証明書					
教育訓練証明書 あり ・ なし (○で囲む)					
合計訓練時間(最低訓練時間40時間≦)				証訓練時間	
*教育訓練証明書作成の場合は、書式をホームページよりダウンロードして下さい。					
本受験申請書の記載内容に相違ないことを証明します。					
雇用責任者	印		証明日(西暦)	年 月 日	
勤務先名					
所属部課名・役職					
勤務先住所 〒	TEL		FAX		

■ 実技(二次)試験で使用使用する電磁波レーダ及び電磁誘導装置をそれぞれ1台ずつ選び、レ点を記入して下さい。
※その後の変更はできませんのでご注意ください。

■ 受験者本人の印鑑は押していますか？

■ 「講習会」受講者は、「受験資格証」のコピーを添付
■ 「JASS 5 T-608講習会」修了者は、「修了証」のコピーを必ず添付
*JASS5講習会修了者は「土木資格」および「建築資格」取得の対象になります。
■ 「その他の資格」保有者は、「その資格証」のコピーを添付

■ 添付書類の枚数と番号は合っていますか？

■ 事業責任者証明欄は、すべて記入していますか？
※ 自営で事業責任者が受験者本人である場合、または個人で申込み場合でも、事業責任者証明欄は必ず記入しなければなりません。「受験申請実施案内」の事業者の遵守事項をよく読み個人の責任のもとに記入して下さい。